

記者発表資料	
令和8年2月13日	
担当課 (担当)	長寿社会課 (松本)
電話	30-8210 (内線 7430)

安心して歳を重ねるための「鳥取市権利擁護支援モデル事業」の実施について (頼れる親族等の身寄りのない高齢者等を支援する事業)

今年度、本市では、単身高齢者世帯が増加する中、これまで家族等が担ってきた日常的な支援を受けることができない(頼れる親族等の身寄りのない)高齢者等が、地域において安心して暮らすため、地域全体で支え合う支援体制づくりに取り組んでいます。この度、新たに身寄りのない高齢者等の相談を受止め、支援を行う「鳥取市権利擁護支援モデル事業」を実施します。

記

1 実施体制

場 所 : 鳥取市川端3丁目117番地((株)つむぎ川端事務所内)
 事業者 : NPO法人ひとしずく 理事長 原田 伸吾
 体 制 : 相談支援コーディネーター1名、職員2名

2 事業内容

(1) 相談支援窓口：高齢者等の相談に応じ、必要な支援を調整する「コーディネーター」を配置。
 本人の意思を確保しながら、支援内容を決定または支援機関につなぐ。

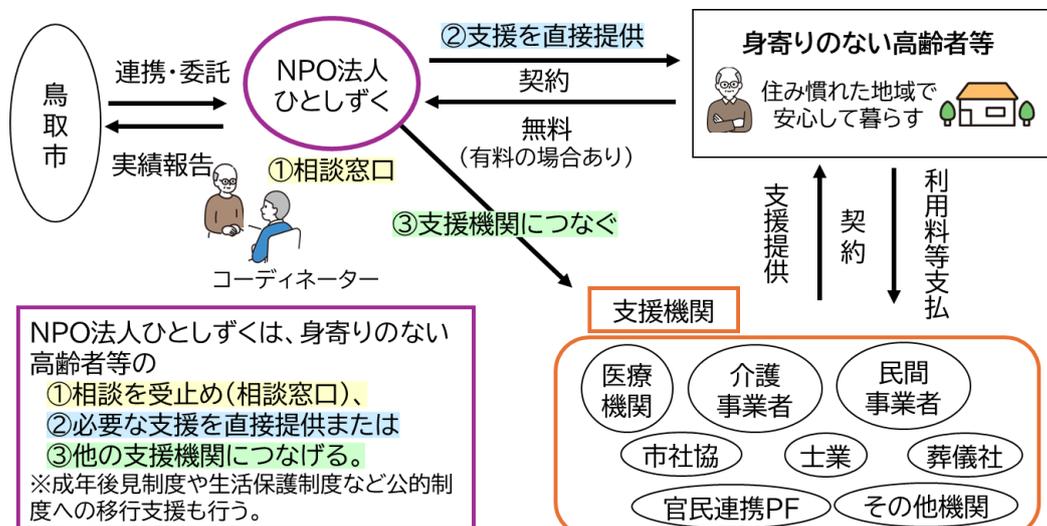
(2) 支援内容

＜支援対象者＞(次の要件をすべて満たす者)

- ・本市に居住し、頼れる親族等の身寄りがない65歳以上の者
- ・民間のサービスを利用できないなど資力が十分でない者
- ・契約締結等に必要な判断能力を有する者
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用がなく、生活保護受給していない者

＜支援内容＞(本人の希望により決定、時間外対応など利用者負担が発生する場合あり)

- ・生活支援：見守り(安否確認等1回/月程度)、買物支援、通院付添い、ACP普及啓発等
- ・入退院(所)支援：入退院(所)準備・手続支援、緊急連絡先指定等
- ・死後事務支援：病院からの連絡又は見守り等で把握し、必要な手続支援、葬儀社等に連絡・調整
- ・上記以外の支援が必要な場合は、連携する支援機関等につなぐ又は公的制度への移行を支援



(3) モデル事業期間：令和8年2月13日～令和9年3月31日(予定)